

福山大学安全保障輸出管理規程

令和 3 年 12 月 8 日制定

令和 4 年 5 月 1 日改正

令和 8 年 4 月 1 日改正

(目 的)

第 1 条 本規程は、福山大学（以下「本学」という。）における安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）の適切な実施について必要な事項を定め、もって国際的な平和及び安全の維持並びに学術研究の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 外為法等 外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号。以下「外為法」という。）及びこれに基づく輸出管理に関する政令、省令、通達等をいう。
- 二 技術の提供 外国における技術の提供若しくは外国に向けて行う技術の提供又は非居住者若しくは特定類型該当者への技術の提供又は非居住者若しくは特定類型該当者へ再提供することが明らかな居住者への技術の提供をいう。
- 三 貨物の輸出 外国に向けて貨物を送付すること（自ら手荷物として海外に持ち出す場合を含む。）又は外国へ送付されることが明らかな貨物を国内で送付すること。
- 四 取引 技術の提供又は貨物の輸出をいう。
- 五 リスト規制技術 外国為替令（昭和 55 年政令第 260 号。以下「外為令」という。）別表の 1 の項から 15 の項までに定める技術をいう。
- 六 リスト規制貨物 輸出貿易管理令（昭和 24 年政令第 378 号。以下「輸出令」という。）別表第 1 の 1 の項から 15 の項までに定める貨物をいう。
- 七 キャッチオール規制 外為令別表の 16 の項に定める技術及び輸出令別表第 1 の 16 の項に定める貨物が、大量破壊兵器若しくは通常兵器の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣に許可申請を行うことをいう。
- 八 該非判定 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物が、リスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するか否かを判定することをいう。
- 九 取引審査 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物の該非判定の内容のほか、用途及び需要者等（技術を提供しようとする相手方若しくは利用する者又は貨物の輸入者若しくは需要者又はこれらの代理人をいう。「相手先」ともいう。）を確認し、本学として当該取引を行うかを判断することをいう。
- 十 大量破壊兵器等 核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することのできるロケット若しくは無人航

空機をいう。

十一 通常兵器 大量破壊兵器等以外の輸出令別表第 1 の 1 の項に該当する貨物をいう。

十二 大量破壊兵器等の開発等 大量破壊兵器等の開発，製造，使用又は貯蔵をいう。

十三 通常兵器の開発等 通常兵器の開発，製造又は使用をいう。

十四 居住者 外国為替法令の解釈及び運用について（蔵国第 4672 号昭和 55 年 11 月 29 日）6－1－5，6（居住性の判定基準）に従い，居住者として取り扱うこととされる自然人及び法人をいう。

十五 非居住者 居住者以外の自然人及び法人をいう。

十六 特定類型該当者 外為法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（4 貿局第 492 号）1（3）サ①から③までに掲げる者（自然人である居住者に限る。）をいう。

十七 教職員等 本学で雇用されている者をいう。

十八 学生 学部学生，大学院生，研究生，特別研究生，専攻生，聴講生，特別聴講生，科目等履修生，委託生，外国人留学生並びに受託研究員，特別研究員をいう。

十九 部局 各学部，各大学院研究科，全学共同利用施設及び事務局をいう。

（適用範囲）

第 3 条 本規程は，教職員等及び学生等が本学における教育，研究その他の活動として行うすべての技術の提供及び貨物の輸出に関する業務に適用する。

（基本方針）

第 4 条 本学における輸出管理の基本方針は，次の各号のとおりとする。

一 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある技術提供及び貨物の輸出は行わない。

二 外為法等を遵守し，経済産業大臣の許可を受けなければならない場合は，責任を持って，当該許可を取得する。

三 輸出管理を確実に実施するため，輸出管理の責任者を定め，輸出管理体制を適切に整備し，充実を図る。

（安全保障輸出管理最高責任者）

第 5 条 本学に安全保障輸出管理最高責任者（以下「管理最高責任者」という。）を置き，学長をもって充てる。

2 管理最高責任者は，本規程の制定・改廃，外為法等又は本規程に違反する事実が発生した場合の再発防止策を構築することのほか，輸出管理における重要事項に関する最終的な決定を行う。

（安全保障輸出管理統括責任者）

第 6 条 本学に安全保障輸出管理統括責任者（以下「管理統括責任者」という。）を置き，副学長又は学長補佐のうちから，管理最高責任者が指名する者をもって充てる。

2 管理統括責任者は，管理最高責任者の指示に基づき，本学における輸出管理に関

する業務を統括し、本規程の改廃案の作成、運用手続（細則）の制定・改廃、特定類型該当者の把握、該非判定及び取引審査の最終的な承認、輸出管理に係る経済産業大臣への許可申請手続、文書管理、監査、指導、教育のほか、本規程に定められた業務を行う。

（安全保障輸出管理責任者）

第7条 管理統括責任者の下に、教職員等が所属する部局における輸出管理に関する業務を統括する安全保障輸出管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、各部局の長をもって充てる

2 管理責任者は、管理統括責任者を補佐し、事前確認シートの承認、該非判定及び取引審査の承認のほか、本規程に定められた業務を行う。

（部局安全保障輸出管理担当者）

第8条 部局に部局安全保障輸出管理担当者（以下「部局管理担当者」という。）を置く。

2 前項の規定にかかわらず、一の部局で部局管理担当者を置くことが困難なときは、複数の部局が合同でこれを置くことができる。

3 部局管理担当者は、当該部局の事務職員のうちから、管理責任者が指名する者をもって充てる。この場合において、前項の規定により置かれる部局管理担当者にあつては、関係部局の協議に基づき、指名するものとする。

4 部局管理担当者は、管理責任者の指示に基づき、当該部局における輸出管理に関する事務を処理する。

（安全保障輸出管理委員会）

第9条 本学に、輸出管理に関する重要事項を審議するため、安全保障輸出管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 本規程等の改廃案の作成に関する事項
- 二 該非判定、例外適用及び取引審査の審議に関する事項
- 三 教職員等に対する研修・啓発活動に関する事項
- 四 監査に関する事項
- 五 その他輸出管理に関する重要事項

3 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 管理統括責任者
- 二 管理責任者
- 三 部局管理担当者
- 四 事務局長
- 五 事務局次長
- 六 経理部長
- 七 総務部長
- 八 学務部長

- 九 庶務課長
- 十 企画・文書課長
- 十一 各学部事務部長又は事務長
- 十二 国際交流課長
- 十三 その他委員長が必要と認めた者

- 4 委員は、管理最高責任者が委嘱する。
- 5 委員会に委員長を置き、管理統括責任者をもって充てる。
- 6 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 7 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。
- 8 同条第2項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定めることができる。

(事前確認)

第10条 教職員等は、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする場合は、別途定める「事前確認シート」に基づき、相手先に関する懸念情報、非居住者又は特定類型該当者への該当性及び例外規定（公知の技術、基礎科学分野の研究活動における技術）の適用判定等について確認を行い、取引審査の手続の要否について、管理責任者の承認を得なければならない。ただし、取引審査を行う必要があることが明らかな場合は、「事前確認シート」による事前確認を省略することができる。

2 前項の事前確認により、取引審査の手続が必要と判断された場合又は取引審査を行うことが明らかな場合には、教職員等は第11条（該非判定）、第12条（用途等確認）及び第13条（需要者等確認）の起票・確認を行い、第14条の取引審査の手続を行わなければならない。

3 第1項の事前確認により取引審査の手続が不要と承認された場合には、教職員等は当該取引を行うことができる。

(該非判定)

第11条 教職員等は、取引審査の手続が必要とされた場合は、当該技術又は貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するかについて該非判定を行い、「該非判定票」を起票するものとする。

2 該非判定は、以下のとおり行う。

一 本学で研究・開発した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、必要な技術資料を整備し、最新の外為法等に基づいてリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するかを該非判定する。

二 本学外から入手した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、入手先からの該非判定書等を入手し、前号同様、適切に該非判定を行う。ただし、入手先から該非判定書等を入手しなくても本学として前号の手続により該非判定できる場合には、入手先から該非判定書等の入手を省略しても良い。

(用途確認)

第12条 教職員等は、取引審査の手続が必要とされた場合は、当該技術又は貨物の用

途について、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがないかを、別途定める「用途」チェックシート」及び「明らかガイドラインシート」を用いて確認するものとする。なお、需要者以外から間接的に得ている情報については、当該情報の信頼性を高める手続を定め、当該手続に沿って確認を行う。

(需要者等確認)

第 13 条 教職員等は、取引審査の手続が必要とされた場合は、当該技術又は貨物の需要者について以下の項目に該当するかを、別途定める「需要者」チェックシート」及び「明らかガイドラインシート」等を用いて確認するものとする。なお、需要者以外から間接的に得ている情報については、当該情報の信頼性を高める手続を定め、当該手続に沿って確認を行う。

- 一 提供ルート内関係者の存在・身元に不審な点がある。
- 二 経済産業省作成の「外国ユーザーリスト」に掲載されている。
- 三 大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等を行う又は行ったことが入手した資料等に記載されている又はその情報がある。
- 四 軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関、又はこれらの機関から委託を受けた者である。

(取引審査)

第 14 条 教職員等は、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとするとき、取引審査の手続が必要とされた場合は、リスト規制及びキャッチオール規制の観点から別途定める「審査票」を起票して管理責任者による一次審査及び管理統括責任者による二次審査による承認を受けなければならない。

- 2 「審査票」には、仕向地、技術・貨物の名称、需要者、用途等を記載し、審査に必要な書類を添付するものとする。

(取引許可に係る申請)

第 15 条 前条第 1 項における承認により外為法等に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない場合、管理統括責任者は、経済産業大臣に対して許可申請を行うものとする。

- 2 許可申請の際に提出する書類は、事実に基づき正確に記載しなければならない。
- 3 技術の提供又は貨物の輸出を行おうとしている教職員等は、外為法等に基づく許可が必要な技術の提供又は貨物の輸出については、経済産業大臣の許可を得ている確認を行わない限り当該技術の提供又は貨物の輸出を行ってはならない。

(技術の提供管理)

第 16 条 教職員等は、技術を提供する場合、第 10 条の事前確認及び第 14 条の取引審査の手続が行われたこと、並びに外為法等に基づく許可を受けなければならない取引の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認しなければならない。ただし、第 10 条第 1 項の事前確認により取引審査の手続が不要と承認された場合には、第 14 条の取引審査の手続の確認は要さない。

- 2 教職員等は、前項の確認ができない場合は、当該技術の提供を行ってはならない。

(貨物の出荷管理)

第 17 条 教職員等は、貨物を輸出する場合、第 10 条の事前確認及び第 14 条の取引審査手続が行われたこと、並びに貨物が出荷書類の記載内容相と同一のものであることを確認し、また、外為法等の許可が必要な貨物の輸出の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認しなければならない。ただし、第 10 条第 1 項の事前確認により取引審査の手続が不要と承認された場合には、第 14 条の取引審査の手続の確認は要さない。

2 教職員等は、前項の確認ができない場合は、当該貨物の輸出を行ってはならない。

3 教職員等は、通関時に事故が発生した場合は、直ちに当該輸出手続を取り止めて管理責任者へ報告する。管理責任者は、管理統括責任者と協議して適切な措置を講じる。

(特定類型該当者の確認等)

第 18 条 新たに採用された教職員等は、特定類型該当性に関する誓約書を管理統括責任者に提出しなければならない。

2 前項の誓約書の提出後に誓約内容に変更が生じたときは、速やかに管理統括責任者に誓約書を再提出しなければならない。

(文書管理又は記録媒体の保存)

第 19 条 教職員等は、管理統括責任者及び管理責任者の指示の下、輸出管理に係る文書、図面又は電磁的記録を、技術が提供された日又は貨物が輸出された日から起算して、少なくとも 7 年間は保管しなければならない。

(監 査)

第 20 条 管理責任者は、管理統括責任者の指示の下、本学の輸出管理が本規程に基づき適正に実施されていることを確認するため、監査を定期的に行うものとする。

(調 査)

第 21 条 管理統括責任者は、輸出管理を適正かつ効果的に実施するため、毎年、リスト規制技術の保有状況について調査を行うものとする。

(指 導)

第 22 条 管理統括責任者は教職員等に対し、最新の外為法等の周知その他関係法令の規定を遵守するために必要な指導を行うものとする。

(教 育)

第 23 条 管理責任者は、管理統括責任者の指示の下、外為法等及び本規程の遵守の重要性を理解させ、確実な実施を図るため、教職員等に対し、計画的に教育を行うものとする。

(報 告)

第 24 条 教職員等は、外為法等又は本規程に違反する又は違反のおそれがある事実を知った場合は、その旨を管理責任者に速やかに通報しなければならない。

2 管理責任者は、前項の通報があった場合、直ちに管理統括責任者に報告するとともに、当該報告の内容を調査し、その結果を管理統括責任者に報告しなければならない。

ない。

- 3 管理統括責任者は、前項の報告により、外為法等に違反している事実が明らかになったとき又は違反したおそれのあることが判明したときには、管理最高責任者に報告するとともに、関係部署に対応措置を指示するとともに、遅滞なく関係行政機関に報告する。また、管理最高責任者は、その再発防止のために必要な措置を講じる。

(懲 戒)

- 第 25 条 教職員が、故意又は重大な過失により外為法等及び本規程に違反した場合には、学校法人福山大学教職員就業規則に基づき、懲戒処分の対象とする。

(事 務)

- 第 26 条 本規程に関する事務は、各学部事務室及び国際交流課の協力を得て総務部庶務課で行う。

(雑 則)

- 第 27 条 本規程に定めるもののほか、輸出管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和 3 年 12 月 8 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 18 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以降に採用された者に適用する。